

事務連絡  
令和8年1月28日

各都道府県介護施設等整備担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

社会保険診療報酬支払基金により助成金の交付を受けて整備した  
老人保健施設等の財産処分に係る取扱いについて（再周知）

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が、医療法人等事業者に対して交付した施設整備等に係る助成金について、財産処分に該当する事例が生じた場合は、整備事業年度の交付要領の定めるところにより、財産処分の承認に係る事務処理が行われているところです。

このことについては、これまでも「社会保険診療報酬支払基金により助成金の交付を受けて整備した老人保健施設等の財産処分に係る取扱いについて」（令和4年11月10日付け事務連絡）等により周知を行ってきたところですが、各都道府県におかれましては、引き続き、財産処分時に必要な手続が遺漏なく行われるよう医療法人等事業者に助言いただくとともに、承認手続に係る相談があった際にはその情報を支払基金に提供いただくようお願いします。

なお、具体的な事務手続等については、下記を参照いただくとともに、支払基金へ照会ください。

## 記

- 1 支払基金に手続きが必要となる助成金及び対象施設
  - ・ 平成5～10年度特別保健福祉事業費助成金により整備された老人保健施設
  - ・ 平成6～11年度老人保健拠出金事業助成金により整備された老人保健施設等
  
- 2 申請手続等の取扱い
  - ・ 参考1「整備財産の処分申請に係る取扱等」
  - ・ 参考2「助成金により取得した整備財産の処分承認申請について」

3 照会先

社会保険診療報酬支払基金財政調整事業部 企画調整課 企画・管理係

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号

代表番号 : 03-3591-7441

メール : shokai@koreisha.ssk.or.jp